



# Legal Support Press

【リーガルサポートプレス】リーガルサポートは全国の司法書士が構成する団体です

2026年2月  
Vol.32



特集

## 法テラスを知ろう ~支援の架け橋~

特別寄稿	高齢者・障がい者のための法テラスの業務について <small>日本司法支援センター 本部第一事業部 部付 常勤弁護士</small> 志野 大輔	P 2
事例報告	後見等開始申立等と民事法律扶助について 司法書士 佐藤 直幸	P 5
コラム	後見つれづれ草 ~法テラス編~	P 7
お知らせ	令和7年度 権利擁護支援シンポジウム 成年後見は終われるか? ~「終われる後見」となるための課題を考える~	P10
報告	一般社団法人 日本高齢者虐待防止学会 第21回日本高齢者虐待防止学会 高知大会	P11
取材	一般社団法人 日本子ども虐待防止学会 第31回学術集会ほっかいどう大会	P14
巻末	編集後記・読者アンケート	P16


**特 別 寄 稿**

# 高齢者・障がい者のための 法テラスの業務について

日本司法支援センター  
本部第一事業部 部付 常勤弁護士

しの だいすけ  
**志野 大輔**

## 略歴

2011年 弁護士登録  
2012年 日本司法支援センター 常勤弁護士  
2025年 日本司法支援センター 本部  
第一事業部・第二事業部・常勤弁護士総合企画部 部付



## 1 法テラスについて

日本司法支援センター(以下「法テラス」といいます。)は、裁判等の制度の利用をより容易にし、弁護士・司法書士等のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な法的支援を目的として、平成18(2006)年に総合法律支援法に基づき設立された法人です。

弁護士・司法書士に相談したり事件を依頼したりするには、様々な「壁」と言われています。具体的には、情報、金銭、高齢、障がい、法律専門職

の地理的偏在等が挙げられますが、このような「壁」を「司法アクセス障害」といいます。法テラスでは、このような「司法アクセス障害」を解消するため、様々な業務を行っています。

法テラスの業務として、情報提供業務、民事法律扶助業務、司法過疎対策業務、犯罪被害者支援業務、国選弁護等関連業務、日本弁護士連合会委託援助業務を、総合法律支援法に基づき行っています。

## 2 民事法律扶助業務について

法テラスの業務の中でも、民事法律扶助業務は、主に資力(収入・財産)に乏しい国民等のために、弁護士・司法書士による法律相談を原則として無料で提供したり、弁護士・司法書士費用の立替えを行ったりするなど、これまで金銭面をはじめ様々な理由により法的サービスを受けることが困難であった方々が、弁護士・司法書士への相談や依頼を諦めたり、法に基づく権利実現を妨げられたりしないよう、様々な援助を提供するものです。

民事法律扶助業務には、主に資力に乏しい国民等

に原則として無料で弁護士・司法書士による法律相談を提供する「法律相談援助」、民事裁判手続等において弁護士・司法書士が代理人として事件処理をする費用を法テラスが立て替える「代理援助」、裁判所に提出する書類を司法書士・弁護士が作成する費用を法テラスが立て替える「書類作成援助」があります。

今回は、民事法律扶助業務の中でも、特に高齢者・障がい者に関わる業務にスポットを当て、御紹介させていただきます。

# 3

## 法律相談援助

### 1 概要

一般的に、弁護士・司法書士の法律相談を利用する方は、対価としてその費用を支払う必要があります。しかし、資力に乏しい方々の中には、費用を支払うことが難しい方も多く、そのために法律相談の利用を諦め、自身が抱えている法律問題に対し適切な対応をとることができない方々がいるのが現実です。

そのような状況に対応するため、法テラスでは、主に資力に乏しい国民等を対象に、民事事件、家事事件及び行政事件につき、法テラスと民事法律扶助に係る契約を締結した弁護士・司法書士(以下「契約弁護士・司法書士」といいます。)による原則として無料の法律相談を実施しており、これを法律相談援助といいます。利用者は、同一問題につき3回まで、法律相談を利用することができます。法律相談費は、法テラスから担当弁護士・司法書士に支払われます。

### 2 出張相談

法律相談援助は、主に法テラスの事務所、法テラスが相談場所として指定した場所及び契約弁護士・



司法書士の事務所で実施することができますが、特に高齢者・障がい者の方々の中には、法律相談を利用したい意思があっても、法テラスの事務所等に自ら赴くことが困難な方々があります。

そのような方々のために、法テラスでは出張相談の制度を用意しています。具体的には、65歳以上の高齢者、心身に重度又は中度の障がいがある方等をはじめ、やむを得ない事情により既設相談場所に赴くことが困難な方については、出張相談を申し込むことができ、法テラスで必要と認めた場合には、弁護士・司法書士が利用者の自宅や入所施設に出張して、法律相談をすることができます。法律相談を担当した弁護士・司法書士には、法テラスから法律相談費のほか、旅費・出張手当が支払われます。

### 3 特定援助対象者法律相談援助

既に述べたとおり、法律相談援助では、主に資力に乏しい国民等を対象に、出張相談を含む無料法律相談を実施していますが、これは利用者が法テラスに対し援助を申し込むことが前提とされています。すなわち、客観的に利用者が法律問題を抱えていることが明らかであっても、利用者が弁護士・司法書士による法律相談を希望して法テラスに申し込まない限り、法律相談を実施できないということになります。その中には認知機能が十分でないために弁護士・司法書士に相談するという判断ができず、親族等の援助も得られないため、法的サービスにアクセスすることができない方々も多くいらっしゃいます。

法テラスでは、このような問題に対応するため、平成30(2018)年より「特定援助対象者法律相談援助」という新たな法律相談援助を始めました。これは、認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられているおそれがある国民等(=特定援助対象者)については、利用者からの自発的な申込みがなくても、支援者(福祉機関・行政機関等)から法テラスに対して申入れがあれば、弁護士・司法書士が利用者の自宅や入所施設に出張して、利用者が自立した日常生活及び社会生活を営むに当たり必要な法律相談を実施することができるというものです。実施回数の上限は原則として1回ですが、この法律相談の中で、利用者が抱える法律問題の洗出しをしていただいたり、弁護士・司法書士への相談・依頼についての利用者の意思を確認いただいたりした上で、次回以降の通常法律相談や弁護士・司法書士への依頼につなげていただくこととなります。

なお、通常法律相談援助は資力に乏しい国民等が対象ですが、特定援助対象者法律相談援助においては、利用者が一定の資力を有する方であっても、法律相談を実施することができます(この場合、利用者に規定の費用を負担していただきます。)

## 4 電話等相談援助

法律相談援助は、従前、面談のみにより実施していましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、令和2(2020)年5月より、電話やウェブ会議システム等を利用して実施することができるようになりました(電話等法律相談援助、その後電話等相談援助と改称)。この場合、利用者(特定援助対象者法律相談援助においては支援者)から法テラスに対して申

込み・申入れをしていただき、利用者と法テラスの事務所、法テラスが相談場所として指定した場所又は契約弁護士・司法書士の事務所等を電話やウェブ会議システム等につないで、法律相談を実施することになります。



## 4 代理援助・書類作成援助

さて、法律相談の結果、裁判代理や申立書等の書面の作成が必要であるなど、弁護士・司法書士の支援が相当である場合には、利用者は弁護士・司法書士に事件を依頼することになります。

民事法律扶助を利用した弁護士・司法書士の支援には主に二つの方法があり、一つが弁護士・司法書士が代理人となって事件処理をする「代理援助」、もう一つが裁判所に提出する書類(訴状・申立書・準備書面等)を司法書士・弁護士が作成する「書類作成援助」です。いずれの場合も、法テラスが利用者に代わり弁護士・司法書士費用を立て替え、利用者は法テラスに対しその費用を原則として分割で償還することになります。生活保護受給者やそれに準ずる方々については、償還を猶予又は免除することができる制度があります。

代理援助・書類作成援助の対象事件は、金銭事件、不動産・動産事件、家事事件、自己破産申立事件等多岐にわたりますが、高齢者・障がい者に関わるものとしては、成年後見等申立事件があります。成年後見等

申立事件は、書類作成援助が利用されることが多く、令和6(2024)年度の実績では、書類作成援助の総件数3,423件のうち約44.3%に当たる1,516件が、成年後見等申立てのために利用されています。書類作成援助を利用した成年後見等申立ての方法ですが、まず、申立権を持つ親族等から法テラスに書類作成援助の申込みをしていただき(司法書士・弁護士を通じた申込みもできます。)、資力等の要件を満たす場合には、契約弁護士・司法書士の中から受託者を指定し、実費・報酬を定めて、援助開始決定をします。その後、申込みをした当該親族等、受託者及び法テラスが書類作成援助に係る個別契約を締結すると、受託者は利用者のために申立書を作成し、法テラスは受託者に実費・報酬を支払うことになります。

なお、成年後見人等としての業務は原則として民事法律扶助の対象外ですが、書類作成援助を利用した成年後見等申立てを経て、当該書類作成の受託者自身が成年後見人等に選任されることもあります。

## 5 最後に

以上のとおり、法テラスでは、資力に乏しい方々のほか、高齢・障がい等の理由により法的サービスにアクセスすることが困難な方々に対し、無料法律相談、弁護士・司法書士費用の立替え等、様々な業務を行っています。しかし、ただ制度が存在するだけでは十分ではありません。法律専門職、福祉機関、

行政機関等の皆様と連携させていただき、司法アクセス障害を抱えた方々を法テラスの制度等につないだり、法的な問題のほか生活面、福祉面等の問題も含めて総合的に解決したりしていくことが必要です。

今後とも法テラスと連携の御協力をいただけますよう、お願いいたします。



# 後見等開始申立等と 民事法律扶助について

司法書士  
さとう なおゆき  
佐藤 直幸

## 略歴

- 2005年10月 司法書士試験合格
- 2006年6月 司法書士登録
- 2015年5月 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート福岡支部 幹事
- 2016年4月 法テラス福岡 地方扶助審査委員(2020年3月まで)
- 2020年4月 法テラス福岡 地方扶助審査 副委員長(2023年3月まで)
- 2021年5月 福岡県司法書士会 理事(2025年5月まで)
- 2021年5月 福岡県司法書士会 成年後見制度利用促進対策室 室長(2025年5月まで)
- 2025年5月 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート福岡支部 副支部長

## 現在の公職等

- ・公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート福岡支部 副支部長
- ・福岡県成年後見制度利用促進ネットワーク会議 委員
- ・福岡県成年後見あり方検討会 委員
- ・福岡市権利擁護支援ネットワーク協議会 委員
- ・福岡市成年後見推進センター ケース検討・受任調整会議 委員
- ・福岡市博多区地域包括ケア推進会議 委員
- ・福岡市博多区地域包括ケア推進会議 権利擁護部会 委員
- ・宗像市成年後見ネットワーク会議 副委員長



## 1 民事法律扶助制度について

民事法律扶助制度とは、日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）が、経済的理由等によって弁護士等の法律専門家に依頼する費用を支払うことができない者に対して、弁護士等に依頼する費用を立て替える制度です。民事法律扶助制度には、代理援助と書類作成援助があり、主に後見等開始申立てにおいては弁護士の場合には代理援助を、司法書士の場合には書類作成援助を利用することが多くなります。

## 2 相談事例

後見等開始の申立てにおける民事法律扶助の利用場面として、本人に身寄りがなく親族などの申立人が他にいない状況で本人が生活保護受給者の場合が多いと思われます。

実際の相談事例として、70代の男性で保佐相当の精神障害があり精神科の病院に入院していた人がいました。相談自体は、福岡県司法書士会の地域包括支援センター窓口委員から当職に依頼があり申立

て支援に入りました。病院のソーシャルワーカーによると入院当初はかなり不穏であったとのことで、病院から脱走を試み病棟2階の鉄格子を破壊し飛び降りて骨折し手術をしていたとのことでしたが、当職との面談時には、全くそのような様子はなく制度利用の拒否はみられませんでした。本人の親族からは支援を拒否されており、この時、本人は生活保護を受給していたため、まずは保佐開始の申立てについては、本人申立てを前提に民事法律扶助の書類作成援助の利用をすることになりました。申立ては比較的スムーズに進み保佐開始の審判が確定し当職が保佐人に就任しました。

その後、本人は在宅復帰が難しいため施設入所を検討することになりました。施設入所にあたり、本人の家財処分のため自宅を確認したところ、債権回収会社、弁護士事務所や裁判所からの書類が散乱しておりひとつひとつ確認していったところ、総額として300万円ほどの債務が判明しました。本人は生活保護を受給しており、支払不能の状態であるため自己破産の検討をせざるを得ない状態でした。



## 後見等開始申立等と 民事法律扶助について

### 3 申立時の検討事項

法テラスの運用では、すでに弁護士・司法書士が成年後見人等に就任している場合に、第三者である弁護士・司法書士を受任予定者等として援助申込みをされたときは、訴訟行為等は専門職後見人の職務に含まれると考えられることから、援助の必要性が乏しく、扶助の趣旨に適さないとされています。ただし、保佐人・補助人が弁護士・司法書士である場合に、代理権等を個別に検討した結果、当該案件についての訴訟行為等の代理権が付与されていないときは、援助可能とされる場合があります。

本事例において、当初から自己破産申立てを想定していた場合には、保佐開始の申立ての際に、保佐人の代理権をどうするのか、保佐人を弁護士・司法書士以外の候補者とするかなど、より広く検討していたと思います。

また、生活保護受給者で管財事件の可能性がある場合に、管財費用の準備ができないため自己破産の申立てをできない場合が出てくるのではないかと考えられます。

この点については、従前は、弁護士・司法書士が、成年後見人及び当該訴訟行為等の代理権が付与されている保佐人・補助人に就任している場合、自己契約(民法第108条)となってしまうことから、被後見人等の訴訟提起等について代理援助・書類作成援助の受任者等になることはできないとされていました。

しかし、運用の見直しがなされ、このような場合に弁護士・司法書士自らを受任予定者等として代理援助または書類作成援助の申込みがなされ、審査において相当と認められたときは、実費のみの立替えとして援助開始決定ができることとなりました。ここでいう「実費」には、援助開始時に決定した実費に限らず、立替基準に基づく全ての実費が含まれます。なお、着手金および報酬金の立替えはされません。ここで重要なのは、実費が援助開始時の実費だけではなく、

追加援助時の実費(生活保護受給者の管財費用など)も援助が可能となっている点です。

実際に本事例では、諸事情を検討の結果自己破産申立てについて当職を受任予定者として本人から書類作成援助の申込みを行い、保佐人として民法第13条第1項第2号に基づく同意をして、実費の援助を受けることができました。生活保護受給者の場合は、援助開始時の実費として官報公告費用の援助も受けることが可能となっています。本事例では同時廃止となったため、管財費用の追加援助は発生しませんでした。たとえ管財事件になったとしても管財費用の援助が受けられる点で、自己破産申立てのハードルが低くなったのではないかと思います。

余談ですが、保佐人報酬にも反映されていたようです。民法改正後の代理権のあり方や第三者への委任については、法テラスの運用を注視したいと思います。

### 4 立替金の償還免除について

後見等開始審判が確定した場合には、援助事件が終了することとなります。事件終了時に被援助者が生活保護を受給している場合には、償還免除の申請が可能となります。援助事件の終結決定後、償還免除申請書と免除申請日から3か月以内に発行された生活保護受給証明書の提出が改めて必要となります。

なお、生活保護受給者でなくても、生活保護受給者に準ずる程度に生計が困難である場合には免除申請は可能となっていますが、①収入要件、②資産要件、③資力回復困難要件、の全てを満たす必要があります。詳細は、法テラスのホームページで確認してください。

<https://www.houterasu.or.jp/site/houterasuuser/menjyoshinsei.html>



Legal Support Press

コラム

# 後見つれづれ草



法テラス編

法テラスの援助や各種手続きの場面には、さまざまな小さなエピソードがあります。それらは、ときに利用者の方の不安を軽くし、ときに支援者同士の連携を深める、「支援の架け橋」のような出来事でもあります。

ここでは、そんな現場で生まれた4つのつれづれ草をご紹介します。

## 第1話

### もっと安心！もっと笑顔♪

初めてSさんに会う日、支援者から「引き受けてくれる人が見つかって良かった～」と安堵する声が聞こえました。在宅生活のSさんの家計は火の車。支援者は現金管理で生活のやりくりをしていました。その原因はというと…通販！

信仰心が篤いSさんは「通販は俺の人生そのもの！」と真剣に話していましたが、身寄りもなく、障がいや病気という数々のハンデを負っていたSさん。便利な面もある一方で、寂しさを通販で埋めていたのかもしれませんが。

債務整理が課題となる中、法テラスの援助を使い、

無事保佐人に就任。その後、償還免除申請をしました。

縁の下の力持ちとしての法テラスの制度があったからこそ、Sさんの生活が軌道に乗り始めました。今は本当に欲しい物を吟味してもらい、通販生活を楽しみつつ、時には外食やお酒を飲んでエンジョイしてもらっています。

「完済まで頑張って生きる！」とおっしゃりましたが、これからも末永くよろしくお願ひしますね。

出会いに偶然はなく、全て必然。Sさんとの出会いにどんな意味があったのか、答え合わせをするのが楽しみです。



## 第 2 話

## A子さんの思い出

私がA子さんと出会ったのは、今から10年ほど前のことである。当時、A子さんは、夫亡き後、生活保護を受給して、夫名義の自宅マンションで生活していた。A子さんは後妻で、夫には前妻の子どもが二人いた。A子さんは夫の子どもと遺産分割協議をする必要があり、成年後見人等による支援を必要としていた。医師の診断は保佐相当であった。そこで、法テラスを利用して裁判所に申立てを行い、私はA子さんの保佐人に就任した。A子さんは小柄で笑顔が多く、ヘルパーやケアマネジャーひとりひとりに「いつもありがとう」と声をかけるような可愛らしい方だった。しかし、認知症の進行過程で物忘れ妄想が生じ、親族からは関わりを拒絶されていた。就任後、前妻の子らと遺産分割協議を行い、自宅マンションはA子さんが取得することになった。生活保護のケースワーカーにマンションの相続のことを報告すると、古いが街中でそれなりに資産価値

があるため、社協のリバースモーゲージを利用するようにと指導された。リバースモーゲージを利用すると、毎月一定額が振り込まれるようになるため、生活保護は廃止となる。生活保護受給中だと何かと制限されることが多いが、リバースモーゲージであれば自由度が高い部分もある。A子さんはその後、がんの末期であることが判明し、リバースモーゲージの貸付を受けることにより、末期がん患者が多く入所する医療体制の充実したグループホームに入所することができた。その後、数ヶ月の闘病の末、A子さんは、ある春の日にご逝去された。優しい施設の職員に見守られての穏やかな旅立ちであった。資産の有効活用のため、やむを得ず利用したリバースモーゲージであったが、A子さんにとっては、リバースモーゲージ制度を利用することができて良かった、という結末であった。



## 第 3 話

## 甥の権利擁護支援チームの一員として

はるえさんは70代の女性、持病があり就労が難しかったこともあり、生活保護を受給しながら暮らしています。その中で、姉夫婦が亡くなった後

グループホームで暮らしている知的障害を持つ甥のタカシさんを気にかけています。はるえさん自身がタカシさんの支援を行うことは難しいことが

ら、地域生活支援センターに相談したところ成年後見制度の利用を勧められました。費用が気になったのですが、申立ての相談をした司法書士より法



テラスの民事法律扶助が利用でき、償還免除の手続きもあるという説明を受け申立人になることにしました。

書類作成をした司法書士が候補者となり後見人に選任されました。後見人はタカシさんの通帳の管理や福祉サービスの契約などを行い、支援者とも連携して業務を行っています。

はるえさんにも時々タカシさんの様子を知らせる連絡が入ります。体調が良い時にタカシさんを訪ねることもあるのですが、ホームのメンバーや様々な人とも馴染み楽しく生活している様子を見てほっとしています。はるえさんは、これから、権利擁護支援チームの一員としてタカシさんを見守っていくことができれば良いなと感じています。

## 第 4 話

# 障がい者支援と法テラス

私が、成年後見の申立てを受任し、法テラスを利用する場合として、次のようなパターンがよく見受けられます。本人の収入は、障害年金、生活保護及び就労継続支援B型の工賃で、金銭管理ができないため、成年後見制度を利用したいというものです。私が、開業1年目で対応したUさんは、障害年金は受給しておりませんが、同じようなパターンでした。審判を受け取って2週間後に審判が確定したらすぐに、通帳等の引継ぎをする約束をしましたが、引継ぎの日までにすでにお金は、お酒とギャンブルで使い果たしていました。ただ、最低限の食費だけは残しているようでした。翌月以降、こちらで金銭管理を始めてからは、毎週1度お金を渡すこととして、追加で必要なときは、事前に連絡してもらうこととしました。今では、就任してから7年たちましたが、2年に一度ほど、後払決済やローン契約などの問題が起こるものの、それ以外は順調に生活が

できています。ローン契約は取消権の行使も考えましたが、返済していくことで本人と話をしました。今後の後見業務において、本人の意思尊重をどのように社会的倫理観に合わせていくかが課題ではないのかと考えさせられます。



# シンポジウム開催のお知らせ



令和7年度 権利擁護支援シンポジウム



## 成年後見は終われるか?

令和8年3月2日～5月31日  
オンデマンド  
配信

～「終われる後見」となるための課題を考える～

令和8(2026)年2月6日(金)に開催された下記シンポジウムについて、令和8年3月2日(月)から5月31日(日)まで、当法人HPIにおいてオンデマンドによる動画配信を行います。

令和4(2022)年3月25日に閣議決定された第二期成年後見制度利用促進基本計画において成年後見制度の見直しに向けた検討を行うこととされ、また、同年10月に公表された国連の障害者権利委員会による総括所見において「全ての障害者が、法の前にひとしく認められる権利を保障するために民法を改正すること」と勧告されました。

このような状況の下、令和6(2024)年2月、法制審議会に「民法(成年後見等関係)部会」が設置され、様々な議論が重ねられた結果、民法(成年後見等関係)等の改正に関する要綱案が示されました。(令和8年1月末現在)この要綱案においては、「法定後見の終了」についての改正案等が提示されており、新聞やニュースでも、「必要に応じ終了可能に」、「途中でやめるのも可能に」と大きく報じられました。

現在の法定後見の制度においては、制度利用者(本人)の判断能力が回復して後見等開始の審判が取り消されない限り、本人が亡くなるまで制度の利用をやめることができません。制度の見直しにより、本人の判断能力が回復しなくても、「終われる後見」になった場合、地域においてどのように本人の権利擁護を図ればよいでしょうか。

本シンポジウムでは、基調講演において、「法定後見の終了」についての改正案とその課題について確認するとともに、パネルディスカッションにおいて、真に「終われる後見」となるための課題が議論されました。是非多くのご視聴をお待ちしています。



### プログラム

#### ・・・基調講演・・・

- 1 「成年後見制度の改正について  
～法定後見の終了を中心に～」  
清水 恵介 氏 (日本大学法学部 教授)
- 2 「法定後見の終了に関する運用について」  
遠藤 圭一郎 氏 (最高裁判所事務総局 家庭局 第二課長)
- 3 「成年後見制度の見直しへの対応等について」  
占部 亮 氏 (厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室長)
- 4 「『終われる後見』を事例で考える」  
中野 篤子 氏 (公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 副理事長)

#### ・・・パネルディスカッション・・・

### 成年後見は終われるか?

～「終われる後見」となるための課題を考える～

#### パネリスト

- 花俣 ふみ代 氏 (公益社団法人認知症の人と家族の会 副代表理事兼 埼玉県支部代表)
- 住田 敦子 氏 (特定非営利活動法人 尾張東部権利擁護支援センター長)
- 根本 雄司 氏 (弁護士/法制審議会 民法(成年後見等関係)部会 幹事)
- 中野 篤子 氏 (公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 副理事長)

#### アドバイザー

清水 恵介 氏 (日本大学法学部 教授)

#### コーディネーター

野田 隆誠 氏 (公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 利用促進法対応委員会 副委員長)

主催：公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート お問い合わせ：03-3359-0541 【受付時間】  
平日：午前9時～午後5時

詳細は、当法人HP <https://legal-support.or.jp/general/> をご覧ください。



# 第21回日本高齢者虐待防止学会 高知大会

## 高齢者虐待の未然防止に向けて何ができるのか

～共生社会実現に向けた実践と研究～

### A 会場プログラム

◆開会式

歓迎の言葉 甲田 茂樹 氏 (高知県立大学学長)

◆大会長講演

高齢者虐待防止と包摂的ケア文化の構築：  
エイジズムへの批判的応答

大会長 矢吹 知之 氏 (高知県立大学教授)

◆シンポジウム①

高齢者虐待と身体拘束の未然防止のいま

・ICTやノーリフティングケアを運用した介護負担軽減への効果  
～高齢者虐待や身体拘束の未然防止のいま～

西野 梨江 氏 (特別養護老人ホームあざみの里)

・医療現場における身体拘束最小化のための体制づくり

鈴木 みずえ 氏 (浜松医科大学)

・我が国の法制度体制の整備状況

高橋 智子 氏 (厚生労働省老健局高齢者支援課)

座長: 濱田 和則 氏 (社会福祉法人晋栄福祉会)

◆日本高齢者虐待防止学会 総会

◆教育講演①

専門職は自分の感情とどう向き合うのか  
～アンガーマネジメントの視点から～

演者: 田辺 有理子 氏 (横浜市立大学)

座長: 小長谷 百絵 氏 (新潟県立看護大学)

◆教育講演③

共依存と虐待 多様化する家族への支援

演者: 松下 年子 氏 (横浜市立大学)

座長: 山田 祐子 氏 (日本大学)

◆シンポジウム②

高齢者虐待を未然に防止することはできるのか?

・高齢者虐待を未然に防ぐために—医療現場に潜むリスクと組織的アプローチ

岡本 充子 氏 (社会医療法人近森会)

・虐待が起こらない介護施設を実現するためにできること

臼谷 千賀子 氏 (特別養護老人ホーム 寿山苑)

・予兆をとらえ、当事者主体で取り組む未然防止

川端 伸子 氏 (一般社団法人権利擁護プロジェクトととも)

・認知症の本人から見た高齢者虐待防止

山中 しのぶ 氏 (デイサービスセンターはっぴい)

座長: 山口 光治 氏 (減徳大学)

指定討論者: 池田 直樹 氏 (学会理事長)

◆閉会式

閉会の挨拶

池田 直樹 氏 (一般社団法人 日本高齢者虐待防止学会 理事長)、次期大会長

### B 会場プログラム

◆特別企画

高齢者虐待対応の公開ケース・スタディ

～現場課題をどう解釈し解決するのか?～

・虐待対応及びその後の支援の在り方の課題

三橋 沢美 氏 (高知市基幹型地域包括支援センター)

・養護者支援の分岐点となったケース

野村 まなみ 氏 (黒潮町地域包括支援センター)

・高齢者施設での倫理的ジレンマ

永野 美佳 氏 (介護老人保健施設レイクビューさめうら)

・在宅介護現場におけるホームヘルパーが直面する虐待対応に関する課題

辻 真美 氏 (高知県立大学)

助言者: 滝沢 香 氏 (法制度推進委員会委員長)

乙幡 美佐江 氏 (法制度推進委員会委員)

座長: 池田 直樹 氏 (一般社団法人 日本高齢者虐待防止学会 理事長)

◆教育講演②

セルフ・ネグレクトとは何か?

～必要な支援を拒否する人にどうかかわればいいのか?～

演者: 岸 恵美子 氏 (東京医療保健大学)

座長: 臼井 キミカ 氏 (奈良学園大学保健医療学部)

◆教育講演④

高齢者虐待防止研修の組み立て方と方法

演者: 遠藤 英俊 氏 (いのくちファミリークリニック)

座長: 瀧山 文恵 氏 (埼玉医科大学短期大学看護学科)

矢吹 知之 氏 (高知県立大学社会福祉学部)

◆一般演題口頭発表

・KO-01 高齢まで継続したDV被害者の支援～被害者が望んだ解決内容とDV支援機関へ協力要請した特徴

勝亦 麻子 氏 (ルーテル学院大学大学院総合人間学研究所社会福祉学専攻博士後期課程)

・KO-02 実子および配偶者による高齢者虐待の危険因子

河合 美千代 氏 (ルーテル学院大学研究員)

・KO-03 経済的虐待への事後対応とその課題: 専門職後見人の実践事例から

中村 吉作 氏 (公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート高知支部)

・KO-04 セルフ・ネグレクトで介入拒否の独居高齢者が状態改善に至った支援の分析

稲井 裕子 氏 (愛媛大学大学院医学系研究科看護学専攻博士前期課程)

・KO-05 高齢者虐待対応専門職チームの機能とフォロー体制について

大庭 絵里 氏 (神戸学院大学)

・KO-06 令和6年度省令改正後の自治体における高齢者虐待防止・身体拘束適正化のための取組状況

吉川 悠貴 氏 (東北福祉大学/認知症介護研究・研修仙台センター)

・KO-07 認知症診断直後からの本人やその家族へのピアサポート活動好事例

原 等子 氏 (公益社団法人認知症の人と家族の会/新潟県立看護大学)

・KO-08 在宅介護における家族介護者の虐待リスクとその関連要因  
～毎日の記録を通じた分析～

涌井 智子 氏 (東京都健康長寿医療センター研究所)

座長: 梅崎 薫 氏 (埼玉立大学) 本多 勇 氏 (武蔵野大学通信教育部人間科学部)

記録的猛暑に襲われ、残暑が例年以上に厳しい令和7(2025)年9月13日(土)、高知県立大学において表題の学会が開催されました。高齢者虐待防止法が施行されてから20年という節目にあたる今大会は、「未然防止」をキーワードに、多角的に検討する場となりました。実りある対話と発信の場となった本学会はA会場とB会場に分かれ、この記事では参加したA会場の報告を行います。

大会長講演において、矢吹氏は「実践のない研究は空虚である。」との言葉から始め、「根拠なき実践は無謀である。」との言葉で締め括りました。「お年寄りの状況は社会の成熟度を映す鏡」との言葉を引用し、現場実践と研究の融合の場である学会が力強く幕を開けました。



本日はなし

- 専門職の感情コントロール
- 職場の組織的実践や研修への活用
- 家族支援への活用
- 高齢者虐待の未然防止のために

### シンポジウム①

シンポジウム①では、まず鈴木氏から、学術面から見た身体拘束最小化のためのご報告がありました。身体拘束が効果的な治療やケアにつながったというエビデンスはなく、身体拘束がさらなる拘束を生む「悪循環」を起こしていると指摘します。一方的にご本人に良かれと行われている治療・ケアが、尊厳を脅かしたり、心身機能を悪化させていることが多く、“ご本人の真の思い”を確認するため、安心できる環境の構築やコミュニケーションが重要と述べられました。

続いて、西野氏より勤務している特別養護老人ホームでの介護負担軽減への実際の取り組みにつ



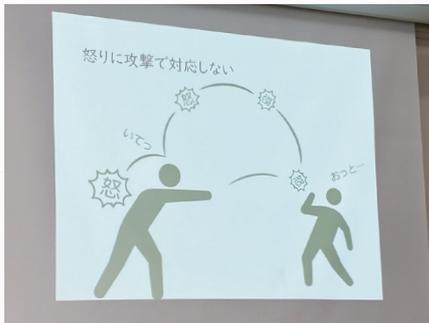
いてご報告頂きました。ノーリフティングケア(被介護者等の「押さない・引かない・持ち上げない・運ばない」を避けることで、介護者の腰痛予防だけではなく、ケアを受ける側の褥瘡や拘縮も抑制するためのケア方法)及びICT(情報通信技術)の活用により、利用者にも職員にも優しいケアを目指したと述べられ、腰痛発症者の減少、離職率の低下等の結果を数値で示して頂きました。

最後に、高橋氏より、国及び地方自治体レベルでの法律等の整備状況、高齢者虐待防止システムに基づく調査結果、さらには国策定マニュアルの説明がなされました。その中でも、高齢者虐待防止法の対象外となる権利侵害に対し、介護保険法や老人福祉法に基づく対応がとれること、サービス付き高齢者向け住宅では虐待防止措置が法令上義務付けられていないといった重要な指摘がなされました。

### 教育講演①

教育講演①では、田辺氏より、アンガーマネジメントの視点から、怒りは感情としてあってよいが、行動でなく言葉で表現することの重要性を指摘されました。そのうえで、対象の人物や出来事に怒るのではなく、自らの価値観や基準に反するから怒るの

であり、自分がどういう状況で怒るのかを知っておくことの大切さを述べられました。



### 教育講演③

教育講演③では、松下氏が、依存症や共依存の構造について、家族や援助職との関係性を通して考察しました。依存は単に行動の問題ではなく、人間関係や感情の在り方に深く根差しており、上下関係的な支配や「相手に必要とされたい」という心理から、互いの自立を妨げる形で現れると指摘しました。また、家族全体を一つのシステムとして捉え、個人ではなく関係性の歪みを修復する必要があると説きました。援助職もまた共依存に陥りやすく、「自分でなければ」と抱え込まず、支援の在り方を見つめ直すことが求められると述べました。そして、援助には嫌われる勇気や見返りを求めない姿勢が必要であり、健全な距離感の中で真の支援が成立するとまとめました。

### シンポジウム②



シンポジウム②では、「高齢者虐待を未然に防止することはできるのか？」をテーマに、登壇者がそれぞれの立場から実践と課題を報告しました。



岡本氏は、医療現場の立場から、倫理的感受性を養うには日々のケアを振り返り、自分の行為が本当に相手のためになったか、を問い続けることが重要だと述べました。臼谷氏は、福祉施設の立場から、虐待防止の基盤は職員が安心して「気づき」を話せる環境づくりにあり、人が育つ職場には虐待は起こらないと強調しました。川端氏は、支援団体の立場から、虐待防止を目指し続ける姿勢そのものが大切であり、努力が評価されにくい現状への課題を示しつつ、学会等、現場の実践を発表できる場の意義を伝えました。山中氏は、現場で支援する者の立場から、高齢者虐待は防げるようにしなければならないとし、常に自分や他者に問いを立てる姿勢が必要だと述べました。座長の山口氏は、支援する側とされる側という考え方を越え、人と人との関係性を意識した支援の重要性を指摘しました。最後に池田氏から、虐待防止の議論を社会全体で深める必要が呼びかけられました。



本大会は、研究と現場実践の両面から未然防止の在り方を見つめ直す貴重な機会となりました。多様な立場からの発表を通じ、実践と研究の連携の意義を改めて実感する場となりました。 (さ、み)

# 日本子ども虐待防止学会

## 第31回学術集会ほっかいどう大会

こどものしあわせ、みんなのしあわせ  
～考えよう こどもの権利～

例年より秋の訪れが遅い令和7(2025)年11月15日(土)・16日(日)、札幌コンベンションセンター及び札幌市産業振興センターにおいて、表題の学会が開催されました。北海道で20年ぶりの開催となった本大会は数多くのプログラムが開催されたため、そのうち開会式・基調講演・大会共通企画シンポジウム及び大会企画特別講演について報告します。

### 開会式

開会式では大会長を務める医療法人社団倭会 ミネルバ病院 副院長の田中康雄氏より、子どもの権利を考える時、「僕達は君と一緒にどうしていけば良いのだろうか」と思案するが、本大会では“Nothing About us without us”「僕達、私達のことを、僕達私達抜きで決めないで」という視点を持って皆さんと対話したいと語り、盛大に本大会が幕を開けました。



### 基調講演

基調講演では、元国連子どもの権利委員会委員・弁護士の大谷美紀子氏から、まず国連が子どもの権利条約(正式名称「児童の権利に関する条約」)を作った経緯や同条約の前文に触れられ、この条約は「子どもの権利を守ることが世界の平和につながる」という

考え方に基づいて作られていると説明されました。そして、子どもの人権が社会を変えていく鍵であり、人権が守られる社会・暴力のない社会は子どもから始まること、子どもは守られるべき弱い存在としてのみ見るのではなく、暴力のない社会を築くためのパートナーであると話されました。そのうえで、日々の生活の中で、家庭で、学校で、地域で、子どもも大人も、子どもの権利を意識して、子どもを権利の主体者として尊重し、子どもの権利を守ることは、一人一人が大切にされ、暴力のない平和な社会を築くための要であると結ばれました。

### 大会共通企画シンポジウム

大会共通企画シンポジウムでは、まず佛教大学 社会福祉学部 社会福祉学科 准教授の長瀬正子氏より、子どもの権利ノートを通して、日本での子どもの権利を知る、理解する、伝えることがどういう風に変遷してきたのか述べられました。私達の社会や実践は、社会の基盤や制度、法律によって規定されているからこそ、共に権利を学ぶことで子どもが変化し、その変化が社会を変革するのではないかと指摘されました。

続いて、子どもの虐待防止センター・国立成育医療研究センターの山口有紗氏からは、私達に何ができるのか実践的・臨床的な観点から話されました。子どもたちのポジティブな体験や関係性を増やすと同時に、逆境を減らす・癒すことが大切であり、暴力の犠牲から子どもを守ることに加えて、子どもたちの発達にとって、本当に必要な機会、関係性、ウェルビーイングの種を奪わない、そしてそこに水をあげ、花を咲かせてあげることが私達の義務であると述べられました。

上智大学 総合人間科学部 心理学科 准教授の齋藤梓氏は、性暴力の被害から子どもたちを守る観点から、被害に遭った子どもたちは直接の加害者から権利を侵害されるだけでなく、社会からも、国からも権利を守られていないと指摘されました。さらに、子どもの性的同意年齢・司法面接・刑事手続での不十分な支援等において、私達は本当に子どもの権利を尊重する方向で考えているだろうかとの疑問を投げかけられました。



### 大会企画特別公演

#### 構造的暴力と子どもの権利：「子どもの権利」が生かされる社会の構造に向けて

標題の講演が、大会企画特別講演として、子どもの虐待は、「その本質が、社会に根づく構造的暴力の一形態である。」という観点から、3部構成で行われました。構造的暴力とは、社会の制度や文化、慣習といった仕組みによって、特定の人々が不利益を被り、基本的人権が脅かされる状態を指します。構造的暴力を許容する社会の問題点として、支援者である私達自身が、マジョリティの立場で享受している特権を無意識のうちに行使し、排除や支配の構造を再生産してしまう危険をはらんでいることが挙げられます。今回の講演は、児童虐待を「個」の問題ではなく、社会構造の関係性の中でとらえる視点に見直すための出発点として計画されました。

第1部では、総論的な立場から、医療創生大学准教授水木理恵氏による「支援者の特権性を可視化する」の講演がされ、第2部では各論として、札幌大学教授本田優子氏による「アイヌの若者との関わりの中で『ウレシパ・プロジェクト』」が、第3部では、これも各論として、沖縄大学教授吉川麻衣子氏による「戦争とこども 奪われた“こどもらしい時間”と

構造的暴力」の講演がされました。

本田氏は、アイヌ文化の拠点の1つとして知られている北海道の平取町二風谷で11年間を過ごし、札幌大学でウレシパプロジェクトというアイヌに対する奨学金制度の創設にかかわりました。アイヌに対する不理解は根強い問題であり、まずは現在のアイヌ民族の姿や実態を理解することが重要であることが話されました。最近では、人気漫画の影響で、アイヌに対する評価も変わってきましたが、それでも、陰湿なイジメやタブー視されたり、SNSでのアイヌヘイトは後をたないということでした。

また、ウレシパプロジェクトで奨学金を受けたある女性はすごく優秀な生徒でしたが、小学生の頃、母親から「大学には行けない」と言われ、大学への進学は諦めておりましたが、プロジェクトの面接時に、大学に行けることから、ボロボロと涙を流したそうです。入学した彼女は、主席で卒業し、卒業式には、自分で編んだアイヌ衣装をきて、答辞を読んだということでした。

第3部では、吉川氏による「戦争とこども」の講演がありました。沖縄では、1945年3月から9月の間、地上戦が行われました。戦争は過去のものではなく、80年経った今でも、その経験をした人の心の中で続いているということが話されました。「子どもが目の前で亡くなった」、「なぜ自分だけが生き残ってしまったんだ」、「あのとき、手を離さなければよかった」など、この人たちの沖縄戦の痛みは、誰にも話すことができず、封印するかもしくは封印されておりました。こうした歴史的事実は、過去のものではなく、現代社会における構造的暴力との接続を考えていくことは重要であると説明がされました。

大会企画特別講演は、私達自身の無意識の行動が加害者になっている可能性を示唆するとともに、自分達が当たり前享受し、行使している特権を認識することの重要性を示した大変意義のある講演でした。

本大会では、子どもについて真剣に考える多くの参加者に巡り会え、未来は明るいと思えた時間でした。この時間の続きは、令和8(2026)年11月14日・15日大阪で開催される予定です。(こ、み)



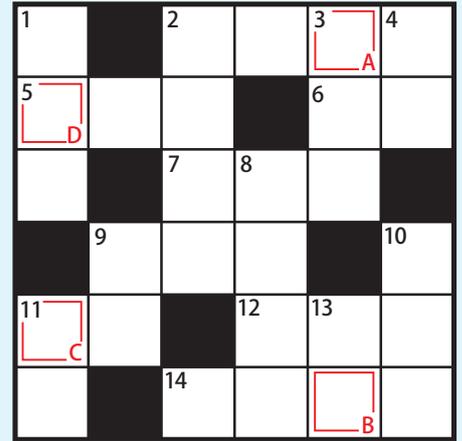
※答えは15ページ

↓タテのカギ

- 1 ライブラリー=〇〇〇館。
- 2 法テラスでは、必要な方には出張〇〇〇〇の制度を用意しています。 **ヒント3頁**
- 3 井の中の〇〇〇大海を知らず。
- 4 ほうき星=〇〇星。
- 8 まだ検討するゆとりがあること。〇〇〇〇の余地がある。
- 9 きょうだいの娘。
- 10 認知機能の低下を理由に、本人ではなく〇〇〇者から法テラスに申入れがあれば法律相談ができるようになりました。 **ヒント3頁**
- 11 ぶんぶんぶ〜ん♪と飛ぶ昆虫。
- 13 服などの、縦方向の長さのこと。

→ヨコのカギ

- 2 雀卵斑とも呼ばれる、頬などにできる茶色い斑点。
- 5 「法テラス」とは、「日本〇〇〇支援センター」のことです。 **ヒント2頁**
- 6 アルファベットの25番目の文字。
- 7 枝豆が成長すると何になる?
- 9 期待通りの結果を残して評判を保つこと。〇〇〇を保つ。
- 11 イカを数える単位。
- 12 「問い」「問題」の対義語。
- 14 令和7年度のシンポジウムでは、「終われる〇〇〇〇」になるための課題を考えます。 **ヒント10頁**



※クロスワードパズルでは大文字と小文字を区別しません。全て大文字で記載ください。

編集後記

秋も深まり肌寒くなってきましたが、最近、ゴルフを再開いたしました。というのも、40代半ばを過ぎると、痩せにくいのか、地球の重力を感じやすくなったのか、どうも体重計に見たこともない数字が表示される訳です。これは「カイゼン」せねばと、ゴルフを再開した次第ですが、なんと再開早々、15年ぶりのホールインワンが出たのです。人生2度目の事件といますか、奇跡といますか。日頃、登記や後見業務をがんばってる自分への神さまからのご褒美?といったところでしょうか。帰り道はいつも以上に慎重にゆっくり運転したのは言うまでもないところです。 (た)

Legal Support Press

リーガルサポートプレス 読者アンケート

ご愛読ありがとうございました。  
 今後のよりよい企画編集のためアンケートにご協力ください。  
 回答者の中から抽選で、オリジナル図書カード1,000円分を10名様にお送りします。  
 回答は下記二次元コードよりお願いいたします。  
 ※本号の回答締め切りは令和8年4月30日まで



公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート支部一覧

● 本部(東京) 03-3359-0541 **HP**

**HP** マークのある支部にはホームページがあります

中国ブロック

- 広島県支部 082-511-0230
- 山口支部 083-924-5220 **HP**
- 岡山県支部 086-226-0470 **HP**
- 鳥取支部 0857-24-7013 **HP**
- しまね支部 0854-22-1026

九州ブロック

- 福岡支部 092-738-1666 **HP**
- 佐賀支部 0952-29-0626
- 長崎支部 095-823-4710
- 大分支部 097-532-7579
- 熊本支部 096-364-2889 **HP**
- 鹿児島支部 099-248-8860 **HP**
- 宮崎県支部 0985-28-8599
- 沖縄支部 098-867-3526

四国ブロック

- 香川県支部 087-821-5701 **HP**
- 徳島支部 088-622-1865 **HP**
- 高知支部 088-825-3141
- えひめ支部 089-941-8065

北海道ブロック

- 札幌支部 011-280-7078 **HP**
- 函館支部
- 釧路支部 0154-41-8332
- 旭川支部

近畿ブロック

- 大阪支部 06-4790-5643 **HP**
- 京都支部 075-255-2578 **HP**
- 兵庫支部 078-341-8686 **HP**
- 奈良支部 0742-22-6707 **HP**
- 滋賀支部 077-525-1093
- 和歌山支部

東北ブロック

- 宮城支部 022-263-6786
- ふくしま支部 024-533-7234
- 山形支部 023-623-3322
- 岩手支部 019-653-6101
- 秋田支部 018-824-0055
- 青森支部 017-775-1205

関東ブロック

- 東京支部 03-3353-8191 **HP**
- 神奈川県支部 045-640-4345 **HP**
- 埼玉支部 048-845-8551 **HP**
- 千葉県支部 043-301-7831 **HP**
- 茨城支部 029-302-3166 **HP**
- とちぎ支部 028-632-9420 **HP**
- 群馬支部 027-224-7771 **HP**
- 静岡支部 054-289-3999
- 山梨支部 055-254-8030 **HP**
- ながの支部 026-232-7492 **HP**
- 新潟県支部 025-244-5141

中部ブロック

- 愛知支部 052-683-6696 **HP**
- 三重支部 059-213-4666
- 岐阜県支部 058-259-7118
- 福井県支部 0776-36-0016
- 石川県支部 076-291-7070
- 富山県支部 076-431-9332



編集・発行

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4番37号 司法書士会館  
TEL 03-3359-0541 https://www.legal-support.or.jp

リーガルサポート

検索

